

宝寿苑ショートステイ運営規程 (指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護)

第 1 章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人正恵会が開設する宝寿苑ショートステイ(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護従業者等」という。)が、要支援状態又は、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護従業者等は、要支援者、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話及び退所後の日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、生活の質(QOL)の向上を目指すこととする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 宝寿苑ショートステイ
- 二 所在地 栃木県宇都宮市宝木本町1768

第 2 章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (常勤職員、併設施設管理者が兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名 (非常勤、併設施設非常勤医師が兼務)
利用者の診察、健康診断及び保健衛生指導
- 三 生活相談員1名以上 (常勤職員、併設施設生活相談員が兼務)
生活相談員は、事業所に対する指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の利用申し込みに係る調整、また、利用者と家族の生活相談に関する業務及び指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供に当たる。
- 四 看護職員 3名以上 (常勤職員3名、併設施設看護職員が兼務)
利用者や家族の健康相談及び健康管理並びに保健衛生に関する業務と、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供に当たる。
- 五 介護職員 4名以上 (常勤職員4名)
指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供に当たる。
- 六 機能訓練指導員 1名以上 (併設施設看護職員等が兼務)

利用者の機能訓練指導に関する業務及び指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供に当たる。

- 七 栄養士または管理栄養士 1名以上 （常勤職員、併設施設栄養士または管理栄養士が兼務）
栄養管理、給食材料管理、衛生管理及び栄養指導に関する業務
- 八 介護支援専門員 1名 （併設施設介護支援専門員が兼務）

第 3 章 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の利用定員

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は10名とする。

第 4 章 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

（指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供方法）

第6条 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規定の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

第7条 介護予防サービス計画、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護を提供する。

2 利用者が介護予防サービス計画、居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等へ連絡その他の必要な援助を行う。

第8条 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

第9条 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第10条 正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申し込み者に対して適切な指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供が困難と認めた場合は、他の地域包括支援センター居宅介護支援事業者等の紹介など、必要な措置を講じる。

第11条 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要支援認定または要介護認定（以下「要介護認定等」という。）の有無、及び有効期間を確認する。

2 前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護を提供する。

第12条 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供に際し、要介護認定等を受け

ていない利用申込者には、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意見を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

- 2 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者(これに相当するサービスを含む)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間満了日の1ヶ月前にはなされるよう、必要な援助を行う。

第13条 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき(介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないとき)は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の内容)

第14条 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の内容は次の通りとする。

〔介護〕

- 1 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護従業者は、介護予防短期入所生活介護計画、短期入所生活介護計画により1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、または清拭をする事とする。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護従業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護従業者は、前各号に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うこととする。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護従業者は、常時1人以上配置することにする。
- 6 管理者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者に介護を受けさせないように管理する。

〔食事の提供〕

- 7 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に提供する。
- 8 利用者の食事は、本人の自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で提供できるように援助する。

〔機能訓練〕

- 9 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて退所後の日常生活を想定し、筋力向上のトレーニングや転倒予防のための訓練を行う。必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うこととする。
- 10 機能訓練指導員は、予め主治医の指示や介護予防サービス計画、居宅サービス計画に記載されている内容等を確認してから、利用者等の同意のもとに適切な指導や環境の中で機能訓練を実施する。
- 11 介護予防サービス計画、居宅サービス計画の機能訓練に関する指示や医師の指示等が、利用者の状態に不具合をもたらすと考えられるときは、速やかに地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、医師等に連絡し適切な対応をとる。

〔健康管理〕

- 12 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとることとする。

〔相談及び援助〕

- 13 生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又

はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。

〔その他のサービスの提供〕

14 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護従業者は、教養娯楽に関して適切な配慮をし、適宜利用者のためにレクリエーション行事等を実施する。

15 生活相談員は、常に利用者の家族と連携が図れるよう、連絡体制等を整備しておく。

第15条 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護計画、指定短期入所生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

2 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

第16条 生活相談員は指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護従業者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業者と適宜協議し、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防短期入所生活介護計画、短期入所生活介護計画を介護支援専門員と協働し、必要に応じて作成する。また、介護保険制度が定める4日以上継続して入所が予定される利用者については、必ず作成することとする。

2 前項の介護予防短期入所生活介護計画、短期入所生活介護計画は介護予防サービス計画、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

3 生活相談員は、第1項の介護予防短期入所生活介護計画、短期入所生活介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明する。

4 生活相談員は、介護予防短期入所生活介護計画、短期入所生活介護計画の作成後においても、介護予防短期入所生活介護計画、短期入所生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護予防短期入所生活介護計画、短期入所生活介護計画の変更を行う。なお、第1項から第3項までの規定は、介護予防短期入所生活介護計画、短期入所生活介護計画の変更について準用する。

（指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の利用料等）

第17条 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた額とする。なお、介護保険制度による減額措置が適用になる利用者については、利用者又は家族の同意のもとに実施できることとする。

2 第19条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 実施地域を越えてから片道おおむね8キロメートル未満 800円

二 実施地域を越えてから片道おおむね8キロメートル以上の場合
1キロメートルにつき100円を加算

3 食材料費 朝食 337円 昼食 634円 夕食 544円

4 理美容代 2000円（ただし、福祉床屋の来苑時で希望した場合）

5 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とされるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については、実費分を徴収する。

- 6 第1項から第6項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 7 第1項の利用料の支払を受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第18条 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供日及び内容、法定代理受領サービスの額、その他必要な事項を、利用者の指定介護予防短期入所生活介護計画、指定短期入所生活介護計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

第 5 章 通常の送迎の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第19条 通常の事業の実施地域は、宇都宮市 鹿沼市 日光市 さくら市区域とする。

第 6 章 サービス利用に当たっての留意事項

(入所生活上のルール)

第20条 利用者は、他の入所者に対して、暴力、暴言、その他ストレスになる行為等は慎んで行わないこととする。

- 2 入所生活の日課は、体調不良の時をのぞき遵守することとする。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りではない。
- 3 貴重品に関しては、必ず生活相談員に預けることとする。ただし、自己管理をするときは、貴重品に関しての一切の責任は当事業所にはないものとする。
- 4 認知症やその他病気に関する異常行動や異常言動がある場合は、家族の同意のもとで適切に状況に対処する。
- 5 利用者の個別的な趣味や嗜好、医療看護の処置等については必要に応じ事前に十分な取り決め事項を作成してから、同意のもとに指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護を実施する。

(入浴)

第21条 入浴の回数増加の要望については、他の利用者との公平性、平等性に鑑み、管理者や指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護従業者との協議のうえでの不受理または受理実施とする。

(居室等の利用)

第22条 居室やその他の設備や施設利用に関して、軽微な破損、故障、その他継続的に利用不可能な状態になったときは、利用者や家族の同意のもと修繕費の実費を請求することとする。

(外出)

第23条 介護予防短期入所生活介護計画、短期入所生活介護計画に沿った計画的な外出以外の外出については、事前に生活相談員、施設長に届出を出してから外出することとする。ただし、口頭での申し出の場合も可能とし、連絡先を確認できる事が前提となる。

(事業所以外のサービス利用)

第24条 事業所外からのサービス利用に関しては、他の利用者への影響がない範囲のなかで、利用可能とする。ただし、事前に届け出ることが必要であり、口頭での申出も可能とする。

(緊急利用)

第25条 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の緊急利用については、生活相談員が中心となり、他職種との協力のもと24時間の受け入れ体制をとり、送迎サービスについては協議調整のうえ実施する。

(送迎の利用方法)

第26条 送迎サービスの利用に当たっては、介護予防サービス計画、居宅サービス計画に沿った利用を基本とする。ただし、事業所や利用者、家族の事情等により時間日程調整のうえでの利用とする。

(サービスについての要望)

第27条 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護やその他のサービスについて、利用者や家族から個別的に要望があるときは、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護従業者や管理者に申出ることとし、他の利用者との公平、公正、平等の観点から自立援助の理念を踏まえ、適正に判断する。

第 7 章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応方法)

第28条 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護従業者等は、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに家族や主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。

第 8 章 非常災害対策

第29条 消防法第8条及び大規模地震対策特別措置法第7条に基づく宝寿苑防災規定(別に定めあり)により、避難、救出訓練を実施する。

- 2 宝寿苑地震防災組織(防災対策委員会、自主点検班、自主防衛班、地域防災班、地域防災会議、防火管理責任組織表)による地域防災体制を永続的に維持することとする。
- 3 事業所の夜間の安全、防災上の管理の観点から、併設施設と一体として介護職員及び宿直者を配置する。

第 9 章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止対策)

第30条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、施設の従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四 前三号に掲げる措を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者等又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 10 章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第31条 利用者が正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わずに要支援、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

(勤務体制の確保)

第32条 利用者に対して、適切な指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護を提供で

きるよう、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護従業員等の勤務体制を定める。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。

一 採用時研修 採用後6ヶ月以内

二 継続研修 年1回以上

(衛生管理等)

第33条 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護従業員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

- 2 事行所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努める。

(秘密保持)

第34条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

- 2 サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

(地域包括支援センター、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第35条 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させる事の代償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

(苦情処理)

第36条 提供した指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

- 2 自ら提供した指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

- 3 指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第37条 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(地域等との連携)

第38条 事業の運営に当たっては、地域住民やボランティア等と連携し、地域との交流に努める。

(会計の区分)

第39条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の会計とその他の会計を区分する。

(記録の整備)

第40条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所生活介護の提供に関する記録を整

備するとともに、完結の日から2年間保存する。

(その他)

第41条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人正恵会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規定は、平成12年4月1日より施行する。

この規定は、平成13年2月1日より施行する。

この規定は、平成13年11月1日より施行する。

この規定は、平成18年4月1日より施行する。

この規定は、平成18年10月1日より施行する。

この規定は、平成20年11月1日より施行する。

この規程は、平成27年8月1日より施行する。

この規程は、平成28年6月1日より施行する。

この規程は、平成29年12月1日より施行する。

この規程は、平成30年10月1日より施行する。

この規程は、令和2年1月1日より施行する。

この規程は、令和3年8月1日より施行する。

この規程は、令和3年9月1日より施行する。

この規程は、令和7年4月1日より施行する。